

横浜市省エネ住宅住替え補助を令和5年4月3日に開始します

子育て世帯等が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住替えに要する費用の一部を補助することで、省エネ性能のより高い住宅の普及及び空家の流通の促進を図りながら、子育て世帯の市内転入・定住の促進につなげます。

1 補助制度の概要

(1) 補助対象世帯

次のいずれかに該当する世帯をいう。

- ア 申請時点において、子(年齢は令和5年4月1日時点で18歳未満。すなわち平成17(2005)年4月2日以降出生の子)を有する世帯
- イ 申請時点において夫婦であり、令和5年4月1日時点でいずれかが49歳以下である世帯



(2) 補助の主な要件

ア 次のいずれかの住宅への住替え^{※1}を行うこと

新築型	断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有している新築住宅
リノベ型	窓など全ての開口部が断熱改修(ZEHレベル以上)されており、新耐震基準に適合している既存住宅 ^{※2}

※1 令和6年3月31日までに所有権の保存又は移転の登記、令和5年4月1日以降令和6年3月31日までの間に住民登録の届出を行うこと。

※2 住替えた後に、要件に適合することになるものを含む。

イ 市内の自己所有物件からの住替えではないこと

ウ 次のいずれかの契約の締結日が、令和5年4月1日以降であること

- (ア)条件を満たす住宅を新築又はリノベーションする工事請負契約(注文住宅タイプ、既存住宅リハタイプ)
- (イ)不動産売買契約(建売タイプ、買取再販タイプ)

(3) 補助金額

新築型	最大100万円	基礎額 70万円 市外から転入した場合 30万円を加算
リノベ型		

2 申請受付期間

(1) 予約申請(任意)

令和5年4月3日以降予算上限に達するまで(遅くとも令和5年11月30日まで)

(2) 本申請

令和5年4月3日以降予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月28日まで)

※いずれも申請は、国の「こどもエコすまい支援事業者」を通じて行います。

予約申請
について

補助対象世帯の利便性向上のため、条件を満たす住宅の新築やリノベーションの設計の段階(注文住宅など)や、建築確認申請の段階(建売住宅など)での予約申請を受付、承認された場合は、承認日から原則3か月間(6か月間まで延長可)予算を確保します。

「横浜市省エネ住宅住替え補助制度」ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/sumikae.html>

国土交通省「こどもエコすまい支援事業」ウェブサイト

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>



お問合せ先

建築局住宅政策課長

松本 光司 Tel 045-671-2917